

4 【適正納付金額】の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、商標法第77条第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、【適正納付金額】の欄は設けるには及ばない。

5 【返題請求金額】の欄には、返題を請求する手数料の額を記載する。

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、13から15まで、18、20、23、25及び34から38まで、様式第10の備考2及び5、様式第11の備考1並びに様式第22の備考3、4、8及び9と同様とする。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第33号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第百七条第四項」を「第百七条第三項」に改め、「国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との」を削り、「国等以外の者の持分の割合」を「国以外の者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除を受ける者の持分の割合」に改める。

様式第一中「国等」を「国」に改める。

(実用新案登録令施行規則の一部改正)

第六条 実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第34号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第三項」に改め、「国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との」を削り、「国等以外の者の持分の割合」を「国以外の者の持分の割合、登録料の納付の軽減若しくは免除を受ける者の持分の割合」に改める。

様式第一中「国等」を「国」に改める。

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第七条 意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第35号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第四十二条第四項」を「第四十二条第三項」に「国等」を「国」に改め、「（同項に規定するものをいう。以下同じ。）」を削る。

様式第一中「国等」を「国」に改める。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第八条 商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第36号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「国等（商標法第四十条第五項に規定するものをいう。以下同じ。）と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）」を「商標法第四十条第四項に規定する国と国以外の者」に「（の国等）」を「（国）」に改める。

第九条第三号及び第十一号第三号中「国等」を「国」に改める。

様式第一中「国等」を「国」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第34号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「条約第三十一条(4)に規定する選択国（以下「選択国」という。）」を「選択国」に改める。

第八十二条第二項中「第五項及び同条第八項から第十項まで」を「第八項、第十一項及び第十二項」に改める。

様式第七中「手数料計算用紙の備考参照」を「願書の備考参照」に、「第3用紙」を「第2用紙」に、「2001年3月版」を「2004年1月版」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第41号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「平成十年法律第五十二号」の下に「。以下「大学等技術移転促進法」という。」を加える。

第十条第十九号中「及び第六十八号第二項」を「第六十八号第二項及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正商標法」という。）附則第十二条」に「同法第十五条の第三項」を「商標法第十五条の第三項」に改める。

第十九条第一項第八号中「を含む。」の下に「又は特許法施行規則第二十七条第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十一条の二第二項第三号中「又は第六十五条の七第一項若しくは第二項」を「第六十五条の七第一項若しくは第二項又は平成八年改正商標法附則第十五条第二項において読み替えて準用する商標法第四十条第二項」に「又は防護標準登録に基づく権利」を「防護標準登録に基づく権利」に改め、「更新登録の出願」の下に「又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願」を加え、同条第二項中「又は防護標準登録」を「防護標準登録」に改め、「更新登録の出願」の下に「又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願」を加え、同条第四項中「特許をすべき旨」を「特許又は登録をすべき旨」に改める。

様式第四の備考2中「9、13、14及び16」を「13」に改め、「及び5」を削る。

様式第九の備考21中「国等」を「国」に改め、「回覧式の備考21中（明治29年法律第9号）」を削る。

様式第十一の備考20中「第67条第7項」を「第67条第6項」に改め、「回覧式の備考21中（明治29年法律第9号）」を削り、「回覧式の備考21中」を「第67条第7項」に改め、「第67条第6項」に改める。

様式第十六の備考1中「縦覧をする場合」の下に「及び特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）第五十一条の規定による閲覧をする場合」を加える。

様式第十九の備考7及び備考7を次のように改める。

6 特許法施行規則第69条第3項に規定する共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者については、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあっては【納付年分】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号（○○○）持分○/○」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行為を改めて記録するとともに、【特許料等に関する特記事項】の次に【その他】の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○/○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する（備考5により【その他】の欄に名称変更用等提出する旨を記録したときは、その記録の次に行為を改めて記録する。）。

7 特許法施行規則第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第32条又は産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第16条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、【納付年分】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減。産業活力再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減。又は「産業技術力強化法第16条第1項第1号（第2号又は第3号）の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行為を改めて記録する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第16条第1項第4号若しくは第5号又は第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは【納付年分】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第1項第4号（第5号）の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行為を改めて記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。